

区長報告第十五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十月二十五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年十一月二十九日

港区長 武井雅昭

記

令和四年十月六日議決を得た工事請負契約（港区立台場区民センター等大規模改修に伴う電気設備工事）の契約金額「三億九千六百六十万円」を「三億九千五百六十万九千二百一十円」に変更する。